

議第2号

檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年1月13日提出

提出者	檀原市議会議員	矢 追	も と
賛成者	檀原市議会議員	今 井	り か
〃	〃	森 前	美 和
〃	〃	竹 森	衛
〃	〃	谷 井	宰
〃	〃	石井	ひとあき
〃	〃	井上	まさき
〃	〃	森 本	え み
〃	〃	細 川	佳 秀

檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和32年檀原市条例第9号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

新旧対照表

改 正 前	改 正 後
<p>（報酬の額） 第2条 （略）</p>	<p>（報酬の額） 第2条 （略） <u>2 前項の規定にかかわらず、檀原市議会の議員が非常勤の特別職の職員を兼ねる場合において、当該職に係る報酬は支給しない。ただし、監査委員については、この限りでない。</u></p>

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の檀原市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に従事する職務に対し支給される報酬から適用し、この条例の施行の前日に従事した職務に対し支給される報酬については、なお従前の例による。

理由 檀原市議会の議員が非常勤の特別職を兼務する場合の報酬について、職務の包含性と重複報酬禁止の原則の観点及び監査機能の独立性を確保する観点から、議会選出の監査委員を除き、支給しないよう改めるもの